

道の駅 びんご府中 農産物販売施設 出荷者募集要項

第5版(H29.7.4)



道の駅びんご府中 正面アプローチ

施設概要

1. 場 所 広島県府中市府川町230番地1

2. 施設規模

敷地面積 約1750m²

建物構造 鉄骨造 地上平屋建て

延床面積 775.83m²

設置する施設

区分	施設名称	用 途	床面積
駅舎	飲食物提供施設	地域の食資源を活用した飲食店	185.63m ²
	情報スペース	地域の情報、観光情報などの発信	22.83m ²
	地場産品販売施設	地域の特産品の情報発信・販売、地域の食資源を活用した軽食を提供する店舗	72.47m ²
	農産物販売施設	地域の農産物等を生産者が主体的に出荷し、主にそれを販売する店舗	130.92m ²
	市民交流施設	地場産業の振興に寄与する店舗（18m ² 程度）と地域住民が自由に使える場所	66.96m ²
	公衆トイレ	男（小）5個、男（大）3個、女6個、多目的1個	71.37m ²

3. 営業時間 : 9時～17時

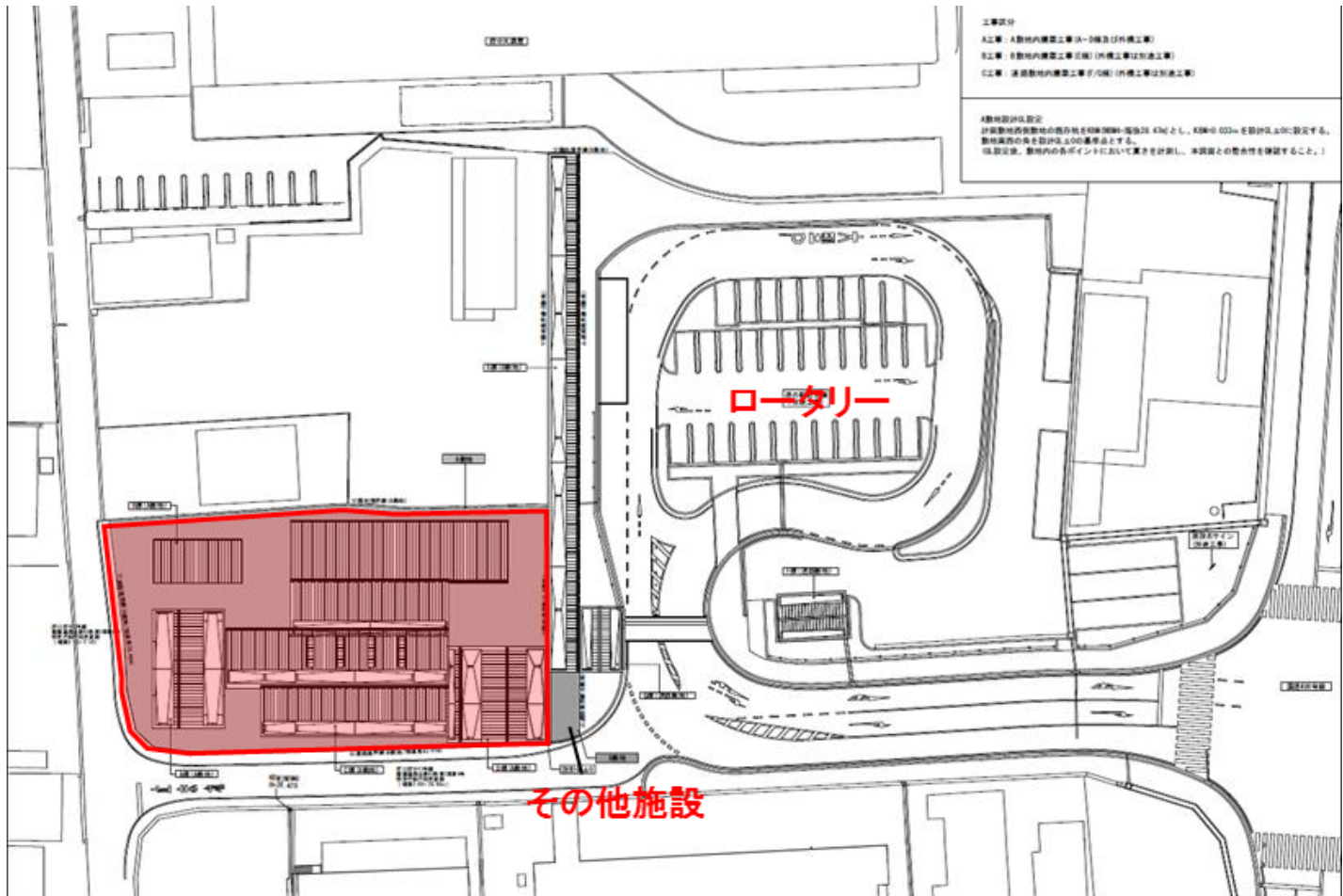
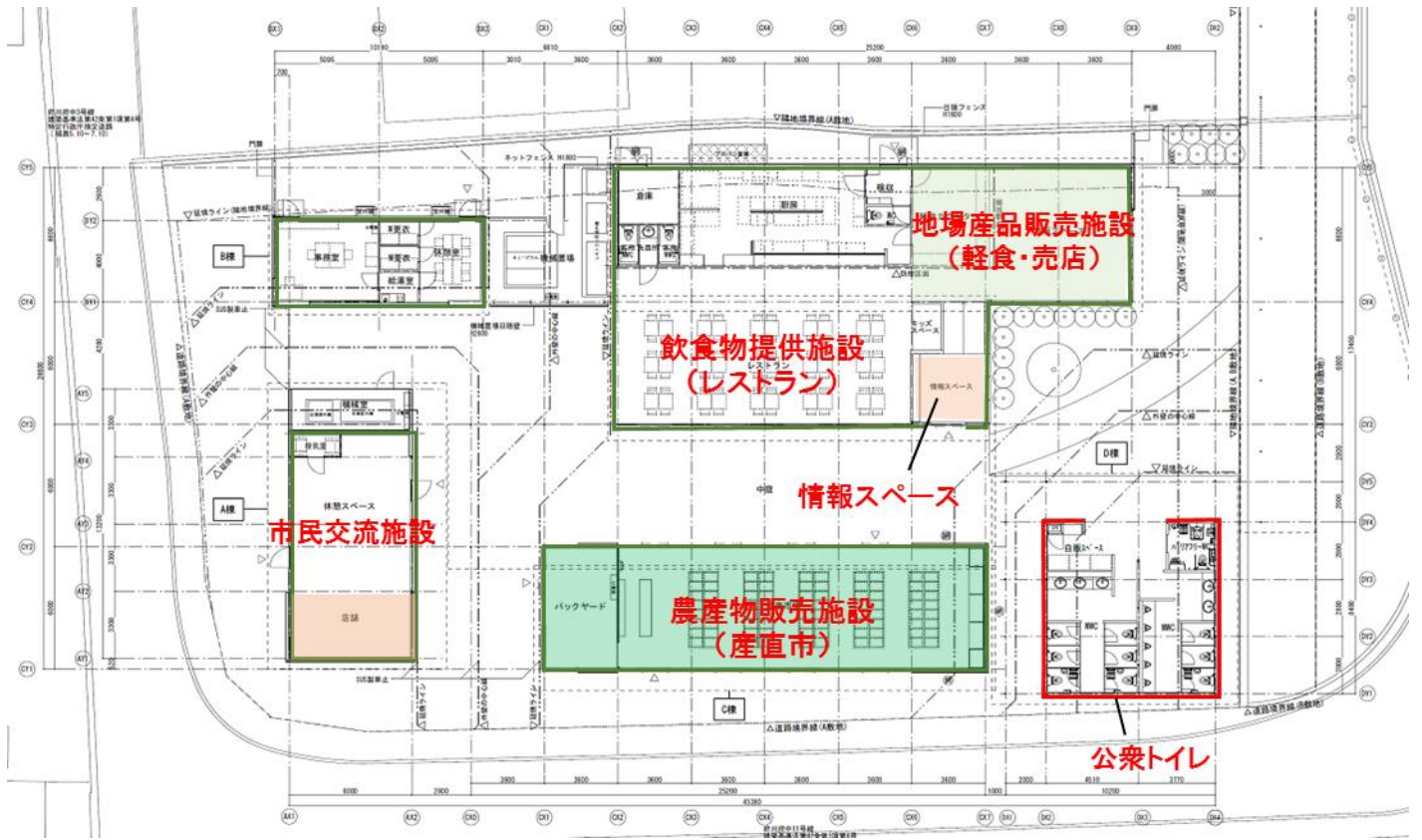
4. 定休日 : 水曜日（祝日等は臨時営業の場合あり）、年末年始



道の駅びんご府中 産直市場



道の駅びんご府中 中庭での特産品試食販売



1. 道の駅の目指すところ

道路利用者に対し良好な休憩場所を提供するとともに、地域の情報の発信にあわせて、府中市産の農産物や市内で製造された農産加工品の販売等を通じて、地域農業のさらなる発展と6次産業化の推進を図るとともに、市民等の交流の促進を通じて府中市の発展の拠点となることを目指します。

2. 出荷登録の要件

下記の要件を満たす個人もしくは法人とします。ただし、市及び指定管理者が施設の運営上、必要と認める方は除きます。

- (1) 府中市内で農産物等を生産する方（ただし、指定管理者が特に認めた場合、J A福山市及びJ A庄原管内で農産物等を生産する方も出荷登録することができます。）
- (2) 農産物販売施設（以下「産直市」という。）の設置目的、道の駅びんご府中農産物販売施設出荷者募集要項を遵守してくださる方。
- (3) 栽培履歴管理および安定した生産物提供のため、J Aが組織する生産者部会に加入し、出荷してくださる方。

3. 申し込みから出荷までの流れ

- (1) 出荷説明会への出席
- (2) 「道の駅 びんご府中産直市出荷登録申込書」（様式1）、
「道の駅 びんご府中産直市出荷予定申請書」（様式2）の提出
- (3) 出荷会員登録
- (4) 研修会への出席
- (5) 農産物（花を除く）の栽培履歴、（加工品の場合は製造販売に関する許可等の必要書類）の提出
- (6) 出荷

4. 産直市会費

登録料 無料
年会費 無料

※ただし、J Aが組織する生産者部会に加入し、出荷してくださる方以外は、産直市会員登録時に、登録料2,000円と年会費2,000円を納めていただきます。

5. 販売できる品目

- (1) 出荷者自らで栽培した野菜類、果実類、穀類、花類、苗類等の農産物及び椎茸等の林産物、並びに採取した山菜や果実、花木類。
※食用として明確でない採取したきのこは販売不可。
- (2) 出荷者自らで養鶏した卵・漁、養殖した魚類・肉類、採取した蜂蜜。
- (3) 保健所の許可を受けた施設において、出荷者自らで製造した味噌、漬物、惣菜菓子、乾物等の農畜水産物加工品。
- (4) 出荷者自らで栽培した農産物を主原料として、保健所の許可を受けた施設を所有する他者に製造を委託した加工品。
- (5) 出荷者自らで製作した陶芸、木工、手芸などの工芸品。
- (6) その他運営上、指定管理者が特に必要と認めたもの。

6. 販売方法

- (1) 産直市が販売の委託を受ける、委託販売方式とします。
- (2) 出荷者は、品目ごとに市場価格、荷姿、量目等を考慮して出荷し、産直市の指示に従って店内に陳列します。
- (3) 出荷者は産直市の判断で品質不良品および鮮度低下品を撤去することや、陳列を修正し並べ替えることを認めるものとします。
- (4) 産直市での委託販売品は、一部を除き、基本的に当日持込みの当日持帰り、または当日持ち込みの翌日開店前までの持ち帰りとします。ここでいう一部とは、日持ちのする農産物や林産物、消費期限（または賞味期限）が2日以上の加工品、工芸品をいいます。

7. 委託販売手数料

- | | |
|------------------------------|---------------|
| (1) 野菜・果実・切花・仏花・林産物・採取の山菜 | ・・・販売価格の15%以内 |
| (2) 花木・鉢花・苗もの・山野草・採取の枝もの | ・・・販売価格の15%以内 |
| (3) 農林畜産物加工品（味噌・漬物類・惣菜類・乾物類） | ・・・販売価格の20%以内 |
| (4) 穀類 | ・・・販売価格の15%以内 |
| (5) 乳製品・肉類・魚類・蜂蜜・その他加工品 | ・・・販売価格の20%以内 |
| (6) 工芸品・民芸品・手芸品 | ・・・販売価格の20%以内 |
| (7) 産直市登録者の対面販売等の場合 | ・・・販売価格の15%以内 |

8. 委託販売品の売上金の精算

- (1) 委託販売品の売上金の精算は、POSレジの売上管理データを基に行うものとします。

- (2) 委託販売品の売上金の精算は、月末締め翌月 20 日振込みとし、委託販売手数料及びバーコードラベル代（1 枚 1～2 円程度）等を控除の上、会員指定口座への振込みをもって行うものとします。（振込当日が休日の場合、翌営業日とします。）
- (3) 振込み手数料は出荷者の負担とします。ただし、JA が組織する生産者部会に加入し振込指定口座が福山市農業協同組合・庄原農業協同組合の場合、振り込み手数料は不要です。

9. 販売価格

- (1) 販売価格は、出荷登録会員自らで決定するものとし、専用バーコードラベルを貼付して表示します。商品にすでにバーコード（JAN コード）が印刷されている商品に関しても、同様に専用バーコードラベルを貼付けしなければなりません。なお、産直市が仕入れて販売する展示販売物については、この限りではありません。
- (2) 消費税の取り扱いは、内税方式とします。
- (3) 表示価格が市場価格等と比較して著しく均衡を欠く場合には、出荷者に対して販売価格の是正を求めることがあります。

10. 商品の搬入・搬出・売れ残り品の取り扱い

- (1) 基本搬入時間：午前 7 時 30 分から午前 9 時まで。
（追加搬入は、午前 10 時から正午まで随時可能。）
- (2) 基本搬出時間：午後 3 時から午後 4 時まで、または翌営業日の午前 7 時 30 分から午前 9 時までとします。
- (3) 営業時間の変更の場合は、搬入・搬出時間は変更することがあります。
- (4) 展示販売品の搬入の際は、専用のバーコードラベルを必ず貼付し、産直市の指示に従って決められた場所に出荷者自らで陳列します。陳列スペースの関係で台上に陳列できない展示販売物は、指定のコンテナに移し替えて台下に置きます。
- (5) 当日の売れ残り品は、日持ちのする農産物や賞味期限の残存日数が 3 日以上の加工品を除き、閉店後に陳列台から台の下にいったん下げますので、会員自身で鮮度や品質を確認して再販売または持ち帰りの判断をしていただきます。
- (6) 基本搬入時間終了後も台下に置かれたままのものは、いったんバックヤードに引き下げます。
- (7) その後、産直市ですべての商品の品質・鮮度確認。会員が再販可能と判断したもののでも、産直市が不適と認めたものはバックヤードに引き下げます。
- (8) バックヤードに引き下げたものは翌日の昼前まで保管し、引き取られないものはその後処分します。
- (9) 引き取られず、産直市で処分した場合は、処分料を徴収することがあります。

1 1. 集荷

商品の搬入は持ち込みを原則としますが、産直市までの搬入手段を持たない場合や搬入の時間的な余裕がない場合には、集荷に関して協議させていただくことがあります。

1 2. 農産物の生産出荷（花類および苗類以外）

- (1) 農産物の出荷にあたっては農薬の適正使用を遵守し、安全性・良品質・新鮮さに重点を置き、消費者に喜ばれる農産物作りに努めるとともに、品目別の栽培履歴を出荷開始前までに提出しなければなりません。
- (2) 農産物は自身の栽培品のみを出荷することとし、他社からの依頼品、仕入品の出荷は厳禁とします。
- (3) 鮮度の低下しやすい農産物においては、袋に入れるなどして鮮度管理に努めてください。また、珍しい品目で説明書きの必要な物に、POPを掲示するなどの必要があります。
- (4) 農産物は、法令で定める産地等を表示して販売しなければなりません。これらの表示は、バーコードラベルの発行時に選択できます。
- (5) 米の販売は検査米とし、米トレーサビリティー法に基づいた品名、産地、数量、年月日、取引先名、搬入した場所を記録に残しておかなければなりません。

1 3. 花類および苗類の生産出荷

- (1) 出荷者は、花類および苗類を出荷する場合、自身の栽培品を出荷するよう努めなければなりません。依頼品・仕入品の出荷は禁止します。
- (2) 仏花については、仕入れた切花を使用することを認めますが、必ず会員自身で束ねて出荷しなければなりません。既に束ねてある完成品を仕入れて販売することは禁止します。
- (3) 出荷した花類および苗類の鮮度管理、水管理は、出荷者自身で配慮してください。産直市が補助的に水管理を行う場合もありますが、それらの責任を負うものではありません。
- (4) 花類および苗類の出荷数量は、公平性を鑑み、産直市から指示することがあります。

1 4. 加工品の製造出荷

- (1) 加工品は、保健所の許可を受けた（届出をした）施設で製造したもので、法律で定める表示をしたものしか販売できません。
※製造と表示は、加工品の種類によって法律で細かく定められているので、必ず事前

に保健所で確認してください。

- (2) 加工品の製造に際し、主原料の調達にあたっては可能な限り国産品を使用してください。また、できる限り府中市産品より調達するよう努めてください。
- (3) 加工品を出荷する際には、下記の書類等を事前に産直市に提出し、確認を受けなければなりません。
 - 1) 食品営業（製造）許可書または営業報告書の写し
 - 2) 食品衛生責任者の資格を証する書類の写し
 - 3) 食品表示（名称、原材料名、内容量等）が明記された加工品の現物と写真
- (4) 食品の表示は、食品表示法、計量法に基づく表示等に沿って表示するものとします。また、表示ラベルは、出荷者が責任を持って作成し、貼り付けることとします。
- (5) その他、加工品の製造にあたっては、食品衛生管理に万全を期すとともに、製造者の責任においてその安全性に十分配慮してください。

1 5. 工芸品等の製造出荷

- (1) 工芸品や民芸品、手芸品を出荷するに際しては、出荷者自らで製作、裁縫、加工、製造したものに限り、完成品を仕入れて販売することは認めません。
- (2) 工芸品や民芸品、手芸品の管理に関しても、出荷者自らで配慮してください。

1 6. 栽培履歴の提出及び残留農薬検査

- (1) 野菜と果物に関し、農薬等の使用状況を記入した栽培履歴を出荷前までに提出していただきます。
- (2) 栽培履歴に農薬の誤使用が発見されたとき、その品目は一切出荷できません。
- (3) 販売物の安全・安心を担保するために、第三者機関での残留農薬検査等を実施することがあります。その場合、出荷者には検査対象物を無償で提供していただきます。臨時で行う場合は、必要経費も含めて、出荷者で支払っていただくことがあります。

1 7. 販売状況のメール配信

追加の搬入や次の日の出荷数量の判断に役立てるため、販売状況を定時に携帯電話やパソコンに知らせるメール配信システムを導入しますので、希望される方は、「道の駅 びんご府中産直市出荷登録申込書」に必要事項を記入してください。

18. 助言、勧告

次の各号に該当する出荷登録会員には、産直市から助言・勧告を行います。

- (1) 定められた出荷数量、荷姿、ならびに標準的な販売価格等に従わない会員。
- (2) 常に売り残り品の数量が多いにも関わらず、改善を講じようとしない会員。
- (3) 消費者より異物混入・傷み等のクレームがあった会員。
- (4) 売れ残り品の処分方法及び指示等を守らず、適切な処置をしない会員。
- (5) 産直市の指示に従わず、売場台への陳列について秩序を守らない会員。
- (6) その他、「産直市」が定める事項を守らない会員。
- (7) 店内で出荷登録会員や従業員、知り合いの来客者などに対して無償で商品を提供した会員。
- (8) 当道の駅の敷地内で直接販売した会員。

19. 会員資格の無期限停止又は取り消し処分

次の各号に掲げる出荷登録会員には、出荷の無期限停止又は取り消し処分することがあります。

- (1) 勧告を受けたにも関わらず、改善しない会員。
- (2) 消費者による品質等のクレームまたは、産直市からの嚴重注意・指摘等が3回以上の会員。
- (3) 消費者が健康を損なう恐れのあるクレーム等、重度の問題があった会員。
- (4) 残留農薬が検出された会員（故意・過失）。
- (5) 店内で産直市と関係のない営業活動を行った会員。
- (6) 販売で消費者もしくは、他会員、従業員とトラブルを起こした会員。
- (7) 仕入れた農産物を偽って販売した会員。
- (8) 1年以上、出荷実績のない会員。

20. 応募先・お問い合わせ先

〒726-0004 広島県府中市府川町 230 番地 1
道の駅びんご府中 TEL0847-54-2300

〒726-8601 広島県府中市府川町 315 番地
府中市役所 産業振興課 商工観光係 TEL0847-43-7190
農政係 TEL0847-43-7131

〒726-0013 広島県府中市高木町 615 番地
J A福山市府中グリーンセンター TEL0847-40-0370

〒729-3431 広島県府中市上下町上下 878 番地 1
J A庄原上下営農センター TEL0847-62-3972